

# 松丘小学校いじめ防止基本方針（令和8年度改定）

## 第1 基本方針策定の基本的な方針

1 このいじめ防止基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的のもとに、世田谷区、学校、家庭、地域その他の関係機関等が相互に連携し、世田谷区いじめ防止基本方針法に基づき、本校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

## 2 いじめの定義

『いじめ』とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

行為がいじめに当たるか否かは、いじめの背景にある事情を把握し、表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた児童の立場に立ち、慎重に行う必要がある。いじめを受けていても、本人がそれを否定することがあることから、仮に軽微に見えることでも苦痛が累積する場合があることを踏まえ、児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

なお、いじめられた児童の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するとは限らない。好意から行った行為が意図せず心身の苦痛を感じさせてしまった場合や、相手を傷つけたがすぐに謝罪し、再び良好な関係を築けた場合は「いじめ」という言葉を使わずに指導をするなど、柔軟かつ適切に対処する。これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要である。

## 3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、すべての児童はいじめを行ってはならない。

## 第2 いじめ防止等の具体的な対策

### 1 学校において実施する対策

いじめは、どの児童にも、どの学級にも起こりうるとの認識の上で、区、教育委員会、学校、家庭、地域、その他の関係機関等の連携のもと、次のことを基本としていじめ防止等の具体的な対策に取り組む。

#### (1) いじめ防止等に取り組む組織の設置

いじめ防止等に実効的に取り組む組織（松丘小いじめ対策委員会）を設置し、いじめ防止対策を行う中核として役割を担うこととする。この委員会は、校長、副校長、生活指導主任、教職員やスクールカウンセラー、スクールサポーター、養護教諭等で構成する。重大事態が発生した場合に、教育委員会の指導、助言または支援のもと、事実関係を明確にするための調査を行う。

#### (2) いじめの未然防止

学校におけるすべての教育活動を通して、すべての児童にいじめは人として決して許されないことを理解し、自覚させる。また、教職員が児童の多様性を認め、すべての児童が安心して学校生活を送れるようにする。また、児童が自分の存在や相手の存在を認めた以外の人格を尊重するという経験を重ねられるようにし、望ましい人間関係をつくる力をはぐくんでいく。

具体的な取り組みとして以下のことを実践する。

- ・各教科、「特別の教科 道徳」の授業を通して「人とのかかわり方」に関する授業を行い、人権意識を高める。
- ・係や当番活動、クラブや委員会活動など児童による主体的な取り組みを設定し、すべての児童が自己肯定感や自己有用感を高められるようにする。
- ・一人ひとりの児童を大切にしたい指導を展開し、主体的に参加できる学習活動や受容的な雰囲気と規律を大切にしたい学級経営を行うことができるよう、OJT体制を軸に教職員が互いに報告・連絡・相談できるようにする。
- ・児童の情報モラル、ネットリテラシーをはぐくむことや、ネット上のいじめ防止のための啓発活動を推進する授業を年1回以上行う。また、校内のタブレット端末利用のルールに基づいた指導を日常的に行う。保護者への理解を図るため、保護者会等でインターネットトラブルについて話し合う。
- ・発達障害を含む障害、国際関係、性同一障害や性的指向・性自認、被災・避難している配慮が必要な児童について、日常的に特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童への指導を行う。

#### (3) いじめの早期発見

いじめの早期発見のために、教職員をはじめ、大人は児童の話に耳を傾け、心に寄り添い、信頼関係を高めていく。些細な兆候であっても疑いをもち、い

じめやその兆候を隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知できるようにする。

具体的な取り組みとして以下のことを実践する。

- ・学級担任等が抱え込まないように、松丘小いじめ対策委員会で迅速に対応する。
- ・カウンセラーとの連携を密にし、日誌等や週1回の情報交換を行う。
- ・教職員同士の連携を密にし、気になる児童についての情報交換を行う。
- ・関わった児童や記載者、日時などを明確にして記録・管理し、教職員全体で共有する。
- ・いじめを受けた児童を助けるために、周りの児童が傍観者とならないよう指導する。

#### (4) いじめへの対処

児童がいじめを受けていると分かったときは、迅速かつ組織的に事実確認を行うとともに、教育委員会に報告する。いじめを見逃すことなく、組織として情報を共有の上、チームで対応する。

具体的な取り組みとして以下のことを実践する。

- ・いじめを受けた児童、知らせてきた児童の安全確保や心のケアを行うとともに、保護者への情報提供及び支援を行う。
- ・教育委員会や関係機関、心理の専門家と連携しながら、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするための環境を確保する。
- ・インターネットを通して行われる不適切な書き込みや画像の拡散等のいじめの訴えには削除を申し入れるなど、教育委員会及び関係機関等と連携して迅速に必要な措置を講じる。
- ・いじめが犯罪行為として扱われるものであると判断するときは、警察との連携を図る。

#### (5) いじめの解消の判断

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできないことを全教員で共通理解し、少なくとも①いじめを受けた児童に対する心理的及び物理的な影響を与える行為が病んでいる状態が相当の期間継続していること及び、②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと、の2つの要件が満たされていることを確認する。

具体的な取り組みとして以下のことを実践する。

- ・担任の主観で判断することのないよう、松丘小いじめ対策委員会で判断する。
- ・いじめを受けた児童の安心・安全を確保できるように、支援内容や教職員

の役割分担などを含む対応プランを松丘小いじめ対策委員会で策定し、取り組む。

## 2 本校に係る重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態との対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- ・いじめられた児童又は保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たる。

### (2) 区と教育委員会又は学校による調査等

重大事態が発生したときは、設置している松丘小いじめ対策委員会を中心に対処するとともに、事実関係を明確にするための調査を実施する。本校から、教育委員会を通じて速やかに区長に報告するとともに、各教育委員にも報告する。

## 第3 その他

この方針に定めるいじめの防止等の取り組みを評価する項目を学校評価に取り入れ、この取り組み状況を検証し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応する。